

## 公務員獣医師の処遇改善に関する意見書

今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの悪性伝染病が世界各地で発生し、その流行制御や食品の安全確保を図る家畜衛生、公衆衛生等の現場において中核を担う公務員獣医師の業務は、より高い専門性と判断力が要求されている。また、動物愛護管理法の一部を改正する法律が一昨年施行され、新たに人と動物の共生社会の実現等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われ、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施を担う獣医師の職責と業務が増大している。

このような状況の中、日本獣医師会と日本医師会は包括的な協力体制をとっており、京都府においても京都府獣医師会と京都府医師会は協力協定を締結し、人と動物の共通感染症対策を推進することとしている。

しかし、公務員獣医師は、医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた国家資格を持ちながら、その給与は医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表(二)の適用とされており、高度な専門技術職としての処遇が図られていない状況にある。

他方、地方公務員の給与については、国家公務員の給与に準拠し、又はこれに大きな影響を受けているのが実情であり、国家公務員の状況は地方公務員である獣医師の処遇に関して大きな考慮要素となっている。

ついては、国におかれては、公務員獣医師がより一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、医師と同じ6年制教育を受けた獣医師固有の給料表を作成するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年10月 7 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
農林水産大臣	林 芳 正 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕